

(素案)

山口県農林水産業環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

令和 年 月 日作成

山口県、下関市、宇部市、山口市、萩市、
防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、
柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、
周防大島町、和木町、上関町、田布施町、
平生町、阿武町

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項に基づき、この基本計画を策定する。

1. 本計画の策定背景

本県においては、「やまぐち農林水産業振興計画」（以下「振興計画」という。）に基づき、「農林業の知と技の拠点」等を核とし、生産性の向上や需要拡大に資するデジタル技術の普及・定着、環境負荷の低減に向けた新技術の開発・導入を進め、強い農林水産業を育成することとしている。

また、「山口県有機農業推進計画」に基づき、有機農業に活用可能な技術確立及び普及推進、民間団体等と連携した有機農業の取組を推進することとしている。

これまでの環境負荷の低減に向けた取組について、農業においては自然循環機能を生かし、資源の循環利用、化学肥料や化学農薬の低減などによる環境負荷の低減にあわせ、質の高い農産物の安定生産を推進している。

とりわけ有機質資源については、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画」に基づき、家畜排せつ物の適正な管理指導や良質堆肥の製造・利用に向けた技術指導、機械導入の支援を推進することとしている。

その結果、「山口県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づく取組が定着するとともに、「エコやまぐち農産物認証制度」の取組

や家畜排せつ物等有機質資源・農業用使用済みプラスチックの循環利用が促進されるなどの一定の成果が得られたところである。

こうした取組は、現下の原油や肥料原料の価格高騰に対応し、足腰の強い農林水産業の経営環境づくりにも寄与するものである。

また、国においては、近年、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化しており、これらに対処し、農林漁業の持続的発展等を確保する観点から、令和3年5月にみどりの食料システム戦略が策定された。

さらに、同戦略の実現を目指す法制度として、みどりの食料システム法が制定・施行されたところである。

本計画は、振興計画等が目指す施策の方向性を踏まえつつ、山口県における環境と調和した農林漁業の実現を目指し、みどりの食料システム法第16条第1項に規定する基本計画として策定するものであり、同法第16条第2項各号の計画記載項目は2のとおりとする。

2. 基本計画の記載事項

(1) 環境負荷の低減に関する目標

振興計画等の目標値を目標指標として設定する。

目標指標	基準 (2019年)	目標 (2030年)
有機農業の取組面積 (ha)	122	200
家畜排せつ物のうち農業利用仕向量 (千t)	376	428

(2) 環境負荷低減事業活動の内容

① 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動 (1号活動)

化学肥料や化学農薬の使用量を慣行の3割以上低減する取組や、慣行の5割以上低減する特別栽培及び有機農業を推進する。

取組に当たっては、生産者は有機質資材施用技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術についてそれぞれ実践するものとし、原則として「山口県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」の別表に定められた持続性の高い農業生産方式の内容に準ずること。

なお、県は環境負荷低減事業活動の促進に向けて、情報提供や新技術の開発・普及を行う。

【具体的な取組例】

- 堆肥等有機質資材の適正施用技術による土づくり
- 定期的な土壌診断の実施と診断結果に基づく土づくりや有機質肥料、肥効調節型肥料の施用など化学肥料低減技術の導入
- 天敵を含む生物農薬、フェロモン剤の利用、土壌還元消毒等による化学農薬低減技術などの I P M（総合的病害虫・雑草管理）手法の導入
- 「家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画」を基に家畜排せつ物の適正処理により良質堆肥の生産に努めるとともに、利用を促進
- なお、上記の取組を進めるため、県として以下の情報提供や技術支援等を行う。
 - ・ 土壌診断、作物栄養分析、病害虫診断などの支援体制や病害虫発生予察情報など循環型農業の実践に必要な情報提供
 - ・ 化学肥料や化学農薬の 50%以上低減と合わせて地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支払制度」を活用した、循環型栽培技術の導入や堆肥散布による土づくりの促進
 - ・ 農業経営者に対する G A P（農業生産工程管理）の取組の理解促進や農場管理記録のデジタル化の促進等による国際水準 G A P の導入を促進
 - ・ 土づくり、草づくり、牛づくりを基本に、家畜排せつ物の堆肥化技術、飼料用米・飼料用イネ・牧草等の飼料作物や稲わらなどの生産及び給与技術、山口型放牧などの導入を促進
 - ・ また、こうした技術の定着を図るため、耕種農家と畜産農家が連携した体制を整備するとともに、新たな技術開発を推進

② 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（2号活動）

省エネ設備の導入や環境制御システムの活用など、温室効果ガスの排出量の削減に資する取組を推進する。

また、稲作や畜産由来のメタンの発生抑制に向けた取組をあわせて進める。

【具体的な取組例】

- ヒートポンプ、環境制御装置、遮熱資材の導入
- 省エネに資する漁船や農林漁業機械等の導入
- 水田での秋耕等の実践
- 漁業者による船底清掃等の省エネ活動の実践
- 良質堆肥の製造・利用に向けた技術指導や機械導入支援

③ 別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動（3号活動）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則第1条第1項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動について推進する。

- プラスチック資材の排出又は流出の抑制
特に水田作において、被覆肥料の被膜殻をほ場外に流出させない取組を進める。
- 農業用使用済みプラスチック類の再生利用の促進
農業生産過程で排出される使用済みプラスチック類については、再処理することとし、農協単位に回収体制を整備するとともに、専門処理業者による再生利用など処理体制の整備を一層促進する。
また、適正処理の徹底を図るため生産者への啓発活動を進める。

（3）特定区域の設定

市町等からの要望を踏まえ、必要に応じて特定区域の設定に努める。
また、特定区域を設定する際は、その内容について別に定める。

（4）環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用することが期待される基盤確立事業の内容

① 堆肥の広域的な流通の円滑化

耕種農家の土づくりに必要な堆肥について、耕種農家のニーズを把握するとともに、高品質な堆肥を生産するための機械導入や施設整備により、量と合わせて品質の確保を推進する。

併せて、高品質な堆肥製造による環境負荷軽減効果について理解醸成を進め、一層の技術研鑽を図るとともに、高品質な堆肥の計画生産や需給調整、流通・販売に向けて、畜産農家及び農業者団体や肥料メーカー等の関係企業の連携を一層強化する。

② スマート農業技術の活用

スマート農業は、作業の省力化・軽労化のみならず、データの活用により資材投入等の適正化に寄与する。このため、生産工程をデータで「見える化」し、生産管理手法の改善を図るなど、スマート農業技術の活用を進めるため、県内の大学や企業等との連携を推進する。

(5) 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進

専門家派遣等により、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物を原料とする新商品開発、販路拡大等を支援するとともに、交流会の開催等により、農林漁業者と加工事業者等との連携を促進する。

また、県内の量販店等における販売、PRイベントを通じた情報発信等により、「エコやまぐち農産物」などの環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物に対する消費者の理解促進、販路拡大に取り組む。

(6) その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、今後、特定区域の設定に努めることとし、地域のモデル的な取組事例の横展開が図られるよう、県、市町、団体等が緊密に連携して対応することとする。

また、施策の推進に当たっては、みどりの食料システム戦略の関連予算、税制・金融の特例、その他国の関連施策を有効に活用する。